

こども誰でも通園制度の実施について

こども誰でも通園制度とは？

保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度
令和8年4月1日から全国の自治体で実施

1 制度の概要

(1) 目的

「こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。」

こどもにとって

就園の有無など置かれた環境にかかわらず、家族以外の人と関わることや同じ年頃のこどもと触れ合うことで、成長発達を支える豊かな経験の機会を得ることができる。

保護者にとって

専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、孤立感、不安感の解消につながり、育児の負担感が軽減する。

※ 菊川市の未就園児の割合 0歳児：72.6%、1～2歳児：34.5%

【一時預かり事業(リフレッシュ・一時保育事業)との比較】

リフレッシュ・一時保育事業(既存事業)	こども誰でも通園制度(R8年度～実施)
保護者の立場からの必要性(就労、通院、リフレッシュ等)に対応するもの。 「保護者を支援」	こどもに成長発達の機会を与えるためのもの。(こどもが保育者や同年代のこどもとの関係性を構築し、利用する場に慣れる) 「こどもの育ちを応援」

(2) 内容

●対象者

0歳6ヵ月から満3歳未満(3歳の誕生日の前々日まで)で菊川市に住民票を有し、保育所等(幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育所等)に通っていないこども

●利用時間

こども一人当たり月10時間まで(1時間単位で利用可能)

(3) 実施施設

○小笠北認定こども園(※一般型)

※専用の保育室において専任の職員を配置して実施する形態

○利用者負担額

1時間当たり300円(給食費・おやつ代を含む)

○利用開始日

令和8年4月1日(4月1日から利用申請の受付を開始)

○利用定員

(人)

	0歳	1歳	2歳	合計
利用定員数 (R8.4.1)	2	2	2	6
こども計画 確保の方策	9	9	9	27
過不足	△7	△7	△7	△21

※令和8年4月1日から実施する施設は、小笠北認定こども園のみであるが、今後、民間園でも実施していただけるよう継続して呼びかけを行い、利用定員の拡充を図っていく。